

 **アザレアホール完全休館のお知らせ**

問 社会教育課 社会教育係
☎ 934-0030(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線605) 

2月9日(月)は全館消毒のため、アザレアホールを8時～17時までの間、**完全休館**します。館内への**立ち入りは一切できません**ので、ご了承ください。

- 窓口を閉鎖しますので、申請受け付けも行いません。ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。
- 当館管理施設の定期利用団体は、鍵の受け取りおよび返却が通常と異なりますのでご注意ください。

 **水道管の凍結にご注意ください**

問 上下水道課 水道係
☎ 932-1445(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線235) 

寒さが厳しくなると水道管が凍結し、破裂する恐れがあります。

凍結しやすい水道管

- 露出している水道管
- 風当たりの強い場所にある水道管
- 家の北側など日差しが当たらない場所にある水道管

水道管の凍結を防ぐには

- 露出している水道管には、保温材や布切れなどを巻いて直接冷たい空気に触れないようにしてください。(保温材はホームセンターなどで売っています。)
- 蛇口から糸状程度に、少し水を出したままにしてください。

※この場合の水道料金は、使用者の自己負担となりますので、あらかじめご了承ください。

水道管が凍結して水が出ないときは

- 自然に溶けるのを待つか、蛇口を開けタオルをあてて、その上からゆっくりとぬるま湯をかけて溶かします。水道管を叩いたり、急に熱いお湯をかけたりすると、水道管が破裂しますのでご注意ください。
- 凍結してしまったときのために、やかんや風呂の浴槽などに汲み置き水を用意しておくと役に立ちます。

水道管が破裂してしまったときは

まず、メーターボックス内にあるバルブを閉めて、須恵町指定水道工事店(26～27ページをご覧ください。)へ修理を依頼してください。

水道メーターから宅内側の修理は、使用者の自己負担となりますので、あらかじめご了承ください。



町税の納付忘れにご注意ください

問 税務課 収納係
☎ 932-1495(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線139) 

2月2日(月)に納付期限をむかえる町税があります。

町税の納付書の裏面に記載している納付場所(須恵町役場、金融機関、コンビニエンスストアなど)や、インターネットに接続してキャッシュレス決済、電子納付などでの納付が可能です。

また、振替口座の登録がある人は、納付期限当日に登録されている口座から、該当町税の金額分を引き落としますので、預金残高にご注意をお願いします。

▶ **対象の税目** 町県民税 4期
国民健康保険税 8期



ファイナンシャルプランナーによる納税相談を実施します

問 税務課 収納係
☎ 932-1495(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線132) 

須恵町では、さまざまな金銭的問題により支出が収入を上回ってしまい、「町税を納めたいけれど納められない」という人を対象に、ファイナンシャルプランナー(FP)による納税相談(無料)を実施します。

FPという生活設計のプロに相談し、家計に関する問題(収入不足、ローン返済、借金問題など)の解決策を一緒に考えてみませんか?

相談には、町職員も同席し、秘密は守られますのでご安心ください。

▶ **相談日** 1月21日(水)
▶ **会 場** 須恵町役場
▶ **時 間** 9時～19時(お1人1回につき1時間)
▶ **ご用意いただきもの**

- 収入が分かるもの(源泉徴収票や確定申告書の写しなど)
- 支出が分かるもの(家賃、水道光熱費、各種保険料、借入金の返済明細書など)

▶ **予約方法**
事前申し込みが必要なため、相談希望の人は、上記問い合わせ先までご連絡ください。(先着順に受け付け)

学校教育課からのお知らせ

新入学準備金(就学援助)申請受け付けについて

就学援助は、経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費、給食費、新入学学用品費、修学旅行費などの一部を援助する制度です。

令和8年度に新小学1年生・新中学1年生となる児童生徒がいるご家庭へ、就学援助の一部である新入学用品費のみ先行して3月に支給を行います。希望する保護者は、期間内に申請してください。

なお、今年度より電子申請が可能となりましたので、ぜひご利用ください。

対象者

▶ 申請期間内に須恵町内に住居登録がある人で、令和8年度に須恵町立小中学校に入学する児童生徒の保護者

▶ 就学援助認定基準により経済的に困難と認められる人

※生活保護(教育扶助)を受給している世帯は、対象になりません。

申請場所

役場2階 学校教育課窓口 ※電子申請の場合は、窓口での手続きはありません。

申請方法

▶ 電子申請の場合 申請期間内に、須恵町ホームページから申請

▶ 窓口申請の場合 申請期間内に、学校教育課窓口で、下記①「就学援助申請書」を提出する。下記②および③はそれぞれの該当者のみ提出してください。

※その他郵送などの受け付けはできません。

※住民税の申告は、必ず済ませてください。未申告の場合は審査ができないため却下となります。

申請に必要なもの

①就学援助申請書(須恵町ホームページからダウンロード、もしくは2月2日(月)から、役場2階 学校教育課窓口にも設置します。)

②所得証明書(令和7年1月2日以降に須恵町に転入した世帯のみ18歳以上の人全員分)

③遺族・障害年金の受給が分かる書類(該当者のみ)

申請期間

2月2日(月)～18日(水) 8時30分～17時15分(土日祝日を除く)

※2月18日(水)は夜間役場のため20時まで受け付け

※申請期間を過ぎた場合は、対象なりません。

※電子申請の場合は、上記期間であれば土日祝日や時間を問わず申請が可能です。

注意事項

●新入学準備金について認定を受けた場合

▶ 今回はあくまでも「入学準備金のみ」の申請です。入学後の学用品費、給食費などの援助が必要な人は、「令和8年度就学援助制度」の申請(令和8年6月予定)が改めて必要です。

▶ 「令和8年度就学援助制度」を申請(令和8年6月予定)し、認定された場合、今回の新入学学用品費を除いた金額が援助額となります。

▶ 認定通知後に他市町村へ転出された場合「新入学学用品費」を返金していただく必要があります。

●期間内の提出漏れや審査が却下となった場合

▶ 「令和8年度就学援助制度」を申請(令和8年6月)し、認定となった場合は、「新入学学用品費」は8月に支給されます。

●審査基準について

▶ 「新入学準備金」の審査の基準は「令和7年度就学援助制度」の基準ですが、「令和8年度就学援助制度」は令和8年度の就学援助制度の審査基準になりますので、審査結果が変わることがあります。

問 学校教育課 学校教育係 ☎ 687-1594(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線272)

